

法務局における各手続案内の利用について

仙台法務局では、現在、相続登記などの手続のご案内については、原則として電話による対応とさせていただいております。手続案内を利用したい場合は、電話で予約いただき、予約日時に担当者から電話します。

詳しくは仙台法務局のホームページで確認するか、お問い合わせください。



☎仙台法務局大河原支局
☎0224-52-6053

武道を体験してみよう！



事前申し込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

●日時・場所

【剣道】2月25日(金)・3月2日(水)18:30～19:30

白石第二小学校体育館

【柔道】2月26日(土)9:00～10:00

白石中学校武道館

【空手道】3月20日(日)10:00～11:30

白石中学校武道館

●参加資格 市内の保育園・幼稚園・小学生の子どもたち

●参加料 無料

※用具は主催者が準備します。
※マスク着用など感染予防に協力をお願いします。

☎白石市スポーツ協会事務局
(中央公民館内)
☎22-1343・26-2453

事業主の皆さんへ 中小企業退職金共済制度

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度で、掛金の一部が国から助成されます。

また、掛金は全額非課税で手数料もかかりません。社外積立だから管理も簡単。パートさんや家族従業員も加入できます。

退職金は、ぜひ中退共におまかせください。

☎(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234

市民公開講座 「正しく知ろう! がんとかん検診」

生活習慣に関連するがんとかん検診について講話を行います。

●日時 2月21日(月)13:30～15:00 (受付13:00～)

●場所 健康センター大会議室

●参加料 無料(定員20人)

●申込方法 事前に担当課まで電話で申し込みください。

☎健康推進課 ☎22-1362

白石ユネスコのつどい

どなたでも参加できます。気軽にご参加ください。

●日時 2月13日(日)
9:30～12:00

●場所 中央公民館大ホール

●内容 ユネスコスクール発表(白石中学校・大鷹沢小学校)、ユネスコセミナー(講師 宮城大学学長付特任教授野澤 令照氏)、地元企業による事例発表など

※新型コロナウイルスの感染状況により中止の場合があります。

☎白石ユネスコ協会事務局(中央公民館内) ☎22-1343

預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

自身で書いた遺言書を法務局に預けることができます。法務局に預けることで、遺言書が見られなかったり、書き換えられたりといった問題がなくなります。また、相続人などは、遺言者が亡くなられた後、全国どこでも遺言書の保管の確認や遺言書の写しの交付請求ができます。詳しくは法務局ホームページで確認するか、お問い合わせください。

☎仙台法務局大河原支局
☎0224-52-6053



無料なんでも相談会

税金・国保の悩み、融資、新規開業希望など、何でもご相談ください。

●日時 2月7日(月)
18:00～19:00

●場所 中央公民館図書室

※相談は無料です。

☎仙南民主商工会

☎0224-55-3267

税理士記念日税務相談

東北税理士会大河原支部は、所得税・消費税など確定申告の電話相談を無料で行います。

●日時 2月22日(火)
10:00～15:00

●場所 東北税理士会大河原支部の各税理士事務所(要予約)

●申込方法 2月17日(木)までに電話で予約ください。

☎滝川和幸税理士事務所
☎0224-59-3645

消防団員用救命胴衣を整備しました



(一財)自治総合センターの令和3年度宝くじの助成金で、市消防団の消防団員用救命胴衣を整備しました。

地域防災の要である消防団員が風水害時における水防活動で活用し、さらなる地域防災力の強化に努めています。

☎危機管理課 ☎22-1452

車イス用自動車の貸し出しを行っています



市内にお住まいで、高齢・障がいなどにより歩行が困難な方へ、車イス用自動車の貸し出しを行っています。詳しくはお問い合わせください。

●利用料金 無料(使用した分の燃料を補充して返却)

●運転者 利用者の家族で、普通免許取得後3年以上の方

●利用期間 原則1日

(休日を含む時は翌平日まで)

☎社会福祉協議会
☎22-5210



子育て世帯への各種給付金の申請を受け付けています

①子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

※市から令和3年9月分児童手当を受給した方には、令和3年12月27日に振り込みしています。

●申請が必要な方

・平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している保護者(児童手当を受給している方を除く)。

・公務員の方で所属庁より児童手当が支給されている方。

※所得制限により、支給対象外となった方には本市独自の給付を実施します。

②低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別支援金を支給しています。

●申請が必要な方 平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童(障がい児の場合は、平成13年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童)を養育する父母で、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。

■①・②共通

期限を過ぎると給付金を支給することができませんので忘れずに申請してください。

●申請方法 添付書類など詳しくはホームページで確認するか、子ども家庭課までお問い合わせください。

●申請期限 2月28日(月)

☎子ども家庭課 ☎22-1363

子育て世帯臨時特別給付金の対象外となった方へ 本市独自給付を行います

市では、すべての子どもたちに公平な給付を行うため、国の「子育て世帯臨時特別給付金」の支給対象外となる児童手当の所得制限を超えている方に、「子育て世帯への臨時特別給付(市独自給付)」を支給します。

●対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

●支給対象者 対象児童を養育している保護者で令和3年度所得が児童手当の所得制限限度額を超えている方

●支給額 児童1人あたり一律10万円

●支給手続き 市から令和3年9月分の特例給付を受給している方には、既に振り込みをします。次の方は申請書類などをホームページで確認するか子ども家庭課までお問い合わせください。

①平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している保護者

②令和3年12月以降に生まれた児童の保護者

③公務員の方で所属庁より特例給付が支給されている方。

●申請期限 3月15日(火)

☎子ども家庭課 ☎22-1363